**宅地建物取引におけるお客様からの問い合わせや申し出に対して（Ｑ＆Ａ）**

**Ｑ１　　「被差別部落」かどうかを調べるにはどうしたらいいですか？**

**この地区は「被差別部落」なのですか？**

**Ａ１　　どうして被差別部落かどうかをお知りになりたいのでしょうか？**

**私たち宅地建物取引業者は、被差別部落かどうかといった問い合わせについ**

**て、お答えすることはいたしません。また、宅地建物取引業法上も答える必要**

**はありません。**

**私たちは憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしています。部落差別**

**の解決は国民的課題であり、私たち一人ひとりが自らの課題として取り組まな**

**ければなりません。**

**そのため、被差別部落であるかどうかを調べたり、お伝えすることは、そこ**

**に住んでいる皆さんを差別することにつながります。このことについては、国**

**や宝塚市、業界団体からも強く指導されています。**

**Ｑ２　　なぜ、この地区が被差別部落であることを伝えてくれなかったのですか。宅**

**建業者には宅地建物に関する情報を正しく伝える義務があるのではないです**

**か？**

**Ａ２　　被差別部落かどうかで、購入する、しない（入居する、しない）を決めるこ**

**とは、差別につながります。私たち宅建業者は、憲法で保障された居住の自由**

**に関わる仕事をしています。被差別部落であるかどうかを調べたり、お伝えす**

**ることは差別につながります。**

**宅地建物取引業法第４７条に重要な事項の告知義務というものがあります**

**が、被差別部落かどうかをお答えしないことは、この第４７条に違反するもの**

**ではありません。**

**Ｑ３　　外国人、高齢者、障がい者、母子（父子）家庭、性的マイノリティの方の入**

**居を断りたいのですが・・・**

**Ａ３　　入居申込者が外国人、高齢者、障がい者、母子（父子）家庭、性的マイノリ**

**ティであるという理由だけで入居を断ることは差別です。幸せに暮らすことは、私たちみんなの願いであり、お互いの居住・移転の自由を尊重しなければなりません。**

**Ｑ４　　以前にトラブルがあったから、外国人、高齢者、障がい者、母子(父子)家庭、**

**性的マイノリティの方等に貸したくないのですが・・・**

**Ａ４　　個別のトラブルや人から聞いたことで、全ての外国人、高齢者、障がい者、母子(父子)家庭、性的マイノリティの方等にあてはめて、入居を断る理由にするのは、「居住・移転の自由」という基本的人権を侵害することになります。予断や偏見は、人の心を傷つける差別となります。また、外国人の場合、生活習慣や文化の違いについても、理解していただくようお願いします。**